

埼玉県庁における中小企業者のための官公需確保対策

1 令和2年度公共事業等施行方針

県の公共事業に関しては、毎年度「施行方針」を定めています。「基本的な考え方」で概要を示し、「事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項」で詳細な項目を定めています。

令和2年度公共事業等施行方針（一部抜粋）

1 基本的な考え方

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興

「埼玉県中小企業振興基本条例」及び「埼玉県小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、県内中小企業・小規模企業の健全な発展等を図るため、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本に、県内経済活性化の観点から、更なる受注機会の増大に努める。

2 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興について

- ① 県内中小企業等の受注機会の増大を図るため、入札における公平性や競争性が確保される範囲内で、適正な発注規模を勘案しつつ、可能な限り分離・分割発注を行う。
また、元請企業が下請け契約を締結するに当たっては、県内企業を活用するよう要請する。
- ② 民間・下請けでの実績を入札参加条件として認める入札の積極的な活用を行い、新規参入の確保を図る。
- ③ 県内企業を構成員とする特定建設工事共同企業体の活用に努め、県内中小企業等の経営力や、施工能力の強化を図る。
- ④ 公共事業等に使用する工事材料等の調達に当たっては、県内企業の活用及び県産品の利用拡大に自ら努めるとともに、元請け企業に対しても要請する。
特に県産木材については、「県有施設の木造化・木質化等に関する指針」の趣旨に鑑み、積極的な使用に努める。

2 中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針

物品等の調達についても、中小企業者及び社会的貢献業者の受注機会の拡大に対する配慮が求められていることに鑑み、配慮方針を定めています。

中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針（一部抜粋）

- 1 管轄内中小企業者又は準管轄内中小企業者及び社会的貢献企業者を優先的に指名すること。
また、優先的な指名をすることができない場合は、その理由を明確にすること。
- 3 オープンカウンタ（公募型見積合わせ）により物品等調達を行う場合は、管轄内中小企業者及び準管轄内中小企業者に限ること。
- 4 予定価格が50万円（税込み）未満の印刷請負において、指名見積合わせ又はオープンカウンタ（公募型見積合わせ）により実施する場合は、特殊な技術又は設備を必要とする場合や競争性を確保できない場合など特殊な事情があるときを除き、管轄内中小企業者に限ること。
- 7 効率的な予算執行は重要であるが、1品の合計が10万円以上の物品等調達について、別の品目であるにもかかわらず安易に合算して発注することにより、中小企業者の受注機会を減らすことのないようにすること。

3 埼玉県における官公需適格組合の活用について

官公需適格組合とは、中小企業等組合の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された組合であることを国（関東経済産業局）が証明した組合のことです。

県内には46組合（令和2年9月30日現在）あり、入札において官公需適格組合についての特例が定められています。

<物品等（販売、賃貸、印刷、建築物管理等）>

埼玉県が実施する物品等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

登録時の資格審査により、業種ごとにA、B及びCの3等級（Aが最高位）に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な契約の執行予定額が異なります。

官公需適格組合については、売上高や自己資本の額等の決算書情報、従業員数等格付けに必要な「格付情報」について当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができます。

<工事等（建設工事請負、設計・調査・測量業務及び土木施設維持管理業務）>

埼玉県が実施する工事等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

登録時の資格審査により、業種ごとに複数の等級に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な建設工事の金額等が異なります。

官公需適格組合については、完成工事高や自己資本額、技術職員数等の経営規模や技術力の審査に用いる数値について、当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができます。

4 県内中小企業向け官公需契約の実績

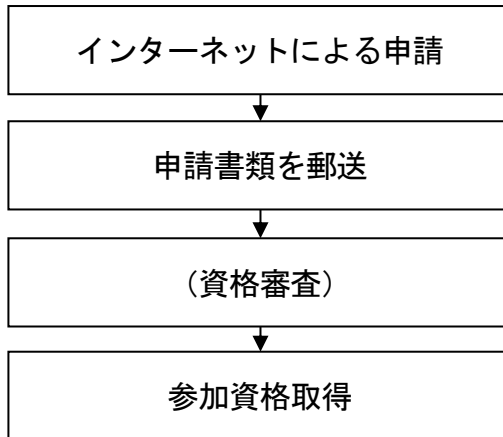
- 契約金額：約1,631億円（対前年度比15.77%（約222億円）増加）
- 契約件数：約15万7千件（対前年度比1.51%（約2,400件）減少）

埼玉県庁における官公需関係事務の手續

1 競争入札参加資格登録申請について

◇ 物品等

（詳しくは→ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>）



* 申請に際しては、申請の手引を必ずご確認ください。

【入札参加資格登録 受付期間】

○令和元・2年度（平成31・32年度）の新規（随時）申請の受付

→令和3年2月まで毎月5日締切、翌月1日の登録

* 申請については、必要な書類が全てそろった段階で受付となりますので、締切日まで余裕を持って申請してください。

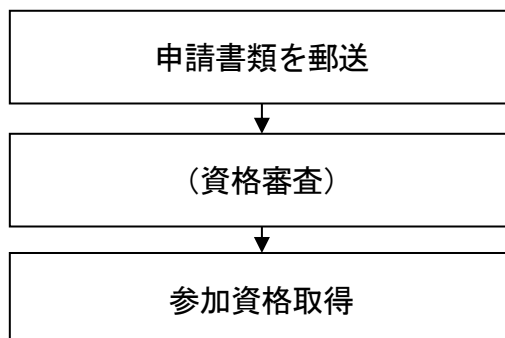
○令和3・4年度の定期申請の受付

新規申請 →令和2年10月19日（月）～12月4日（金）

更新申請 →令和2年10月5日（月）～12月4日（金）

◇ 建設工事請負等

（詳しくは→ <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>）



* 申請に際しては、申請の手引を必ずご確認ください。

【入札参加資格登録 受付期間】

次回の令和3・4年度の新規申請の受付は、令和3年3月頃に県ホームページでご案内します。

2 入札の種類について

入札案件の公告や応札などは、埼玉県電子入札共同システムにより行います。
同システムにより入札等に参加するには、原則として電子証明書の利用者登録が必要です。

(1) 競争入札（一般競争入札・指名競争入札）

物品等（建築物管理を含む）、建設工事全てについて、1の手續による競争入札参加資格を得た上で、入札ごとに定められた要件を充たす必要があります。

詳細については、発注担当課所にご確認ください。

○物品等

160万円超の物品の買入れ、250万円超の印刷請負は原則一般競争入札としています。

○建設工事

500万円以上の工事は原則一般競争入札としています。

(2) その他

競争入札によらない随意契約（指名見積合わせ、オープンカウンタ等）の方式を採用することもあります。

3 入札等についての問合せ先

個別の発注案件については、各発注担当課所にお問合せください。

（発注担当課所の連絡先・発注案件の詳細は県ホームページでご確認ください。）

・発注情報等の閲覧

「埼玉県電子入札総合案内」トップページ

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>

・電子入札共同システムについて

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/sys-gaiyou.html>

埼玉県 総務部 入札審査課 システム担当

電話：048-830-2263（電子入札ヘルプデスク）

・入札参加資格審査について

（物品等）

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（物品等） 電話：048-830-5775

（工事等）

HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinkoujitop/index.html>

埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当（建設工事等） 電話：048-830-5771

・入札に関するお知らせ、手引について

埼玉県 総務部 入札課

総務・物品調達担当 電話：048-830-5778・5780

企画・公共調達改革担当 電話：048-830-2723・2734

・官公需適格組合等について

埼玉県 産業労働部 産業労働政策課 商工団体担当 電話：048-830-3721